

上告状兼上告受理申立書

2017年6月30日

最高裁判所御中

上告人ら訴訟代理人兼申立人代理人 弁護士 河村 健夫

指宿 昭一

谷田 和一郎

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

処分取消等請求控訴事件

訴訟物の価額 金1700万円

貼用印紙の額 金14万2000円

東京高等裁判所平成29年(行コ)第388号処分取消等請求控訴事件について2017年6月19日言い渡された判決は、全部不服であるから、上告及び上告受理の申立をする。

第1 原判決の表示

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、控訴人らの負担とする。

第2 上告の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第3 上告申立の趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第4 上告兼上告受理申立ての理由

各々の上告理由書及び上告受理申立理由書を追って提出する。

第5 附属書類

1 上告状兼上告受理申立書副本

3通

~~2 訴訟委任状~~

~~17通~~

当事者目録

- 〒367- [redacted] 埼玉県本庄市 [redacted]
上告人兼申立人 [redacted]
- 〒369- [redacted] 埼玉県児玉郡上里町 [redacted]
上告人兼申立人 [redacted]
- 〒369- [redacted] 埼玉県児玉郡上里町 [redacted]
上告人兼申立人 [redacted]
- 〒366- [redacted] 埼玉県深谷市 [redacted]
上告人兼申立人 [redacted]
- 〒369- [redacted] 埼玉県深谷市 [redacted]
上告人兼申立人 [redacted]
- 〒369- [redacted] 埼玉県深谷市 [redacted]
上告人兼申立人 [redacted]

〒366- [redacted] 埼玉県深谷市 [redacted]
上告人兼申立人 [redacted]

〒366- [redacted] 埼玉県深谷市 [redacted]
上告人兼申立人 [redacted]

〒105-0003 東京都港区西新橋1-20-1
サンクレスト武井301
むさん社会福祉法律事務所
TEL 03-5510-2940
FAX 03-5510-2941
上記上告人兼申立人ら訴訟代理人弁護士 河村 健夫

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-28-19
きりしまビル4階
(送達場所) 暁法律事務所
TEL 03-6427-5902
FAX 03-6427-5903
上記上告人兼申立人ら訴訟代理人弁護士 指宿 昭一

〒156-0043 東京都世田谷区松原5-30-15
谷田法律事務所
TEL 03-6379-0995

FAX 03-6379-0997
上記上告人兼申立人ら訴訟代理人弁護士 谷田 和 一 郎

〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町七本木5518番地
被上告人 上里町
代表者町長 関 根 孝 道

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3-5-3
被上告人兼相手方 本庄市
代表者市長 吉 田 信 解

〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11-1
被上告人兼相手方 深谷市
代表者市長 小 島 進